**相続財産分離につき債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍神戸市中央区北長狭通★丁目★番★号、

　最後の住所東京都港区虎ノ門★丁目★番★号

　　　　　　　　　　被相続人　亡　官報　太郎

　本籍神戸市中央区北長狭通●丁目●番●号、

　最後の住所東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

　　　　　　　　　　　　　相続人　官報　次郎

　●●家庭裁判所●●支部は、令和●●●年●●月●●●日、右相続人官報次郎の財産から右被相続人亡官報太郎の相続財産を分離する旨命じたので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に配当加入の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

　令和　　　年　　月　　　日

　　神戸市中央区北長狭通★丁目★番★号

　　　　　　　　　　相続債権者　官報　三郎

茶字は公告掲載日になります